

これは Google に保存されている <http://www.bellmark.or.jp/cgi-bin/ibbs2001/ibbs.cgi?number=5344&mode=res&no=0> のキャッシュです。このページは 2011年4月28日 12:32:39 GMT に取得されたものです。そのため、[このページの最新版](#)でない場合があります。 [詳細](#)

ハイライトされているキーワード: 5344 大阪府 茨木市の教育長 通達 について

[フルバージョン](#)

ベルマーク財団 掲示板

[HOME](#)

[HELP](#)

[新規作成](#)

[スレッド表示](#)

[トピック表示](#)

[記事検索](#)

[過去ログ](#)

記事No. 5344 [\[大阪府茨木市の教育長通達について\]](#) 返信ページ

[<一覧表示に戻る](#)

(最新レス5件表示)

[スレッド内ページ移動](#) / << [1-3] >>

[スレッドリスト](#) / - / [レスフォームへ移動](#)

■5344 大阪府茨木市の教育長通達について

□投稿者/ 藤堂 - (2010/12/23 (Thu) 01:46:34) [ID:sDzWEtpx]

親記事
[引用](#)

はじめまして。

日本の近現代の学校教育史と社会教育史を研究している者です。教育行政施策の推移も視野に入れて研究しており、ベルマーク運動は、教育費の公的負担・私的負担ボーダーゾーンに位置する側面が窺える点で実に興味深く、研究対象として有意義であると認識しております。

たとえば、インターネットで茨木市の市議会会議録を見ると、平成5年の第2回定例会（第5日 3月17日）において、市の管理部長が以下の答弁をしています。

▼「学校備品の調達でございますが、まずベルマークの収集につきましては、学校ではやっておりませんが、PTA活動として独自でやっておられるケースがございます。その学校数は5校です。購入備品はテレビ、カセットテープ、カメラ等でございます。また、学校に対する指導につきましては、昭和51年に教育長通達を出しまして、学校ではベルマークに取り組んではならない。また、PTAから寄付申込みがあっても受入れてはならない旨を明確にして指導しております。しかしながら、今回の調査でPTAから寄付を受けている学校もありましたので、改めて学校長に対し通達の徹底に努めてまいりたいと存じます。」▲

この答弁を読んで、私は、1976年（昭和51年）の教育長通達が1993年（平成5年）にも有効であった事実に関心を持ちました。

そこで、貴財団に質問があります。

- 1) この茨木市教育長通達の存在を御存じでしたか。
- 2) 現時点で、この通達の趣旨をどのように評価なさいますか。

掲示板への唐突な投稿で恐縮ですが、高配たまわれれば幸いに存じます。

[\[編集\]](#) [\[削除\]](#)

■5345 Re: 大阪府茨木市の教育長通達について

□投稿者/ 財団から - (2010/12/24 (Fri) 13:12:14) [ID:3FA39Rko]

Res1
[引用](#)

藤堂さん、ご質問にわかる範囲でお答えします。

1) 通達については、30数年前のことで当時財団に伝わっていたかどうか、はわかりませんが、現在は知りませんでした。

ただ、この通達が出た時期を見ますと、1975年に暮らしの手帖で「ベルマークよ、さようなら」と題した記事が出たことと関係しているのではないかと推測されます。それはベルマークを集めるために、子どもたちがゴミ箱をあさったり拾ったりするのは、また行政がやるべきことといった理由で批判されたものでした。しかし「運動の理解不足」という財団の抗議で、次号の「ベルマークよ、こんにちは」で修正されました。

2) ベルマーク運動はあくまでもPTAの自発的な活動であり、最大の目的はへき地学校や特別支援学校など、困っている子どもたちの援助です。その過程として、「自分たちの学校設備を充実させる」という目的も組み込んだ仕組みになっています。つまりボランティア活動の一環でもあるわけです。

もちろん、行政が自分の市町村の学校設備はすべて、税金でカバーしていただいてもかまいません。その場合は、PTAが集めた預金をすべて他の子どもたちの援助に回してもいいでしょうし、「設備は行政で全部」ということで目的達成ということであれば、運動から脱退することもできます。

通達の評価は、考え方の問題ですので、当財団ではいたしません。ただ、ベルマーク運動に学校が参加する場合は、学校長の職印、およびPTA会長の職印が必要です。さらにさらに現在、茨木市の運

動参加登録校は、幼稚園4、小学校15、中学校3、高校3になっています。この通達が実態として「生きている」とは思えません。

[編集 | 削除]

■5346 Re: 大阪府茨木市の教育長通達について

□投稿者/ 藤堂 - (2010/12/24 (Fri) 16:27:58) [ID:ovqqD0J]

Res2
引用

財団から様
御返事ありがとうございました。
現在の茨木市の運動参加状況を御教示たまわり、ありがとうございました。「通達の評価」には触れない御姿勢も了解いたします。ありがとうございました。
なお、1975年の雑誌<暮らしの手帖>に「ベルマークよ、さようなら」と「ベルマークよ、こんにちは」という記事があったことの御提示と、その2記事が1976年の茨木市教育長通達に「関係しているのではないかと推測されます」との御示唆も、大変ありがたく、重宝に存じます。
私は、通達との関連について全く未知ですが、最近、当時の<暮らしの手帖>の2記事を読み、好いコミュニケーションが成立した例だと感嘆しました。したがって、当時の貴財団の抗議によって「理解不足」が「修正」された——とまでは判断しておりません。相互理解が進んだと判断しております
私の読んだ「ベルマークよ、こんにちは」は当時の貴財団（教育設備助成会）和田斉専務理事の署名記事でした。
以下、私が感銘を受けた箇所を記事に登場した順に4つ抜粋します。

▼1▼わたくしどもは、ご批判を受けた点について、慎重に検討し、反省、改善すべきは改善して、なお一そう健全な発展を計りたいと考えております。

▼2▼ベルマーク運動は、義務教育やPTAのあり方などの、根が深く、幅の広い問題をふくめ、いろいろの角度から観ていただかねばなりません。あの記事は単純なものさしで割り切っており、またアンケートによる回答も、狭い見方のものでも、編集部でよく消化せず紹介し、早急に結論を出そうとしたきらいがあるように思われます。

▼3▼「義務教育は、これを無償とする」と、憲法第二十六条はうたっております。これを実現するよう政府に迫ることは、意義があります。わたくしどもも、ベルマークを必要としない時期が早く来るよう願っていますが、今はまだその時期ではないと思います。

▼4▼企業の販売拡張の手段に、PTAや生徒をまきこんでいないかというご指摘。この点は微妙で、末端でそういうことは全然ないといえ、ウソになりましょう。わたくしたちは行き過ぎのないよう戒心しています。

私は、上に抜粋したうち1・2・4を読みながら、報道媒体と運動団体が相互理解を模索する好いコミュニケーションになっている、と思えました。

3を読んだ時は、複雑な思いに駆られました。
当時の貴財団が、憲法のうたう「義務教育の無償」の大切さを明記し、その実現を政府に迫ることの意義を確認し、「わたくしどもも、ベルマークを必要としない時期が早く来るよう願っています」と願望し、同時に「今はまだその時期ではないと思います」と把握している——と理解できたと共に、現在、それから約35年が過ぎていることも事実だからです。

現在、1976年当時の茨木市教育長通達が「生きている」のか否か、私には判りません。が、判りたく思います。

また、現在、1975年当時の専務理事コメント「ベルマークを必要としない時期が早く来るよう願っています」から伝わったであろう「願いの行方」も、私には判りません。が、やはり判りたく思います。

何となく感じるのは、いつの時代も、相互理解のためには、情報の共有に基づいた好いコミュニケーションが必要であろう、ということです。

最初の投稿で私は「ベルマーク運動は、教育費の公的負担・私的負担ボーダーゾーンに位置する側面が窺える点で実に興味深く、研究対象として有意義である」と記しました。頂戴した御返事に「ベルマーク運動に学校が参加する場合は、学校長の職印、およびPTA会長の職印が必要で」とあるのも、ボーダーゾーンにかかわる気がします。学校長は公的組織（学校）の職印使用者で、PTA会長は私的組織（任意団体）の職印使用者です。【参加申込書】が公私

両者の職印を必要とするシステムには「凄み」も感じられ、興味が尽きません。後日また改めてご質問したく存じます。忌憚なく御教導たまわれれば幸いです。

[編集 | 削除]

■5347 Re: 大阪府茨木市の教育長通達について

□投稿者/ 財団から - (2010/12/24 (Fri) 16:49:25) [ID:3FA39Rko]

Res3
引用

藤堂さん、確かに「修正」と書いたのは少々意味合いが違うかもしれませんが・・・。
なお、ペルマーク運動の預金で購入できるのはあくまでも「学校で使う教材・設備」（今は公民館や大学もありますが）で、子どもたちが使うものに限られます。校長の職印、PTA会長の印は、そのための預金口座の管理に必要であるということをご理解ください。参加申込みだけでなく、設備を購入する際にも「校長印」が必要になっています。

[編集 | 削除]

[スレッドリスト](#) / - / [レスフォームへ移動](#)

返信フォーム

[List スレッドリスト表示](#) / [スレッド内ページ移動](#) / << [1-3] >>

△[5344] [大阪府茨木市の教育長通達について](#) [へ返信](#)

Name / [ID:M6yaoG0n] Title / 削除キー /

E-Mail /

Comment

文字色 / 

枠線色 / 

[スレッドソート/上げる \(age\)](#) [下げる \(sage\)](#)

[HOME](#)

[HELP](#)

[新規作成](#)

[スレッド表示](#)

[トピック表示](#)

[記事検索](#)

[過去ログ](#)